

## 抜本的な改革案は見えず

《 学校における働き方改革に関する緊急対策 ～文部科学省～ 》

12月26日、文部科学省は、中央教育審議会が同月22日に林文部科学大臣に提出した「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」を受けて同省が実施する「緊急対策」を公表した。林文部科学大臣は、「学校における働き方改革実現のため、緊急対策ではこれまでにない新たな取組を盛り込んだ。緊急対策を通じて教師の長時間勤務を見直し、教師一人一人が様々な経験を通じて自らを研鑽できる機会をもてるようになることで、更に効果的な教育活動へつなげてほしい」と述べた。

学校における働き方改革に関する緊急対策の概要（全日教連要約・抜粋）

### 学校における働き方改革に関する緊急対策 4つの柱

1. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策
2. 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し
3. 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置
4. 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

#### 1. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

##### (1) 業務の役割分担・適正化を進めるための取組

- 学校や教師・事務職員等の標準職務を明確化し、各教育委員会の学校管理規則に適切に位置付けられるようなモデル案の作成、提示
- 文部科学省内に、教職員の業務量を一元的に管理する組織の整備（来年10月の組織再編に合わせ発足予定）等

##### (2) それぞれの業務を適正化するための取組（主な業務を抜粋）

- 学校徴収金の徴収・管理
  - ・ 文部科学省内において公会計化導入に向けたガイドラインを作成
- 部活動
  - ・ 本年度末までに運動部、文化部とも部活動の適正な運営のためのガイドライン（活動時間、休養日の明確な基準等）を作成
  - ・ 学校職員として部活動の指導を行う部活動指導員や外部人材の活用の促進 等
- 授業準備
  - ・ 教材の印刷、実験の準備等授業の補助的業務を行うサポートスタッフ等の活用の促進
  - ・ 新学習指導要領に対応した小学校英語教育用の教材（デジタル教材、学習指導案例等）の開発、配布
- 学習評価や成績処理
  - ・ 宿題の確認、ドリルの丸付け等学習評価の補助的業務を行うサポートスタッフ等の活用の促進
  - ・ 指導要録の大幅な簡素化を含めた、効果的かつ教師に過度の負担のない学習評価の在り方の提示

#### 2. 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し

- 各教科等の指導計画を教師間で共有し、有効活用できる取組の推進
- 各教育委員会においてスクラップ&ビルドの視点から、必要性に応じて各種計画等を整理・合理化 等

#### 3. 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置

##### (1) 勤務時間管理の徹底・適正な勤務時間の設定

- 自己申告式でなく、ICTの活用やタイムカード等で勤務時間を客観的に把握、集計するシステムの早急な構築
- 早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を行う場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行う等の措置を講ずるよう徹底 等

超勤4項目

- ① 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ② 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③ 職員会議に関する業務
- ④ 非常災害又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

## (2) 教職員全体の働き方に関する意識改革

- 各教育委員会での、学校の教職員全体に勤務時間を意識した働き方が浸透するための研修の実施

## (3) 時間外勤務の抑制のための措置

- 「勤務時間に関する数値で示した上限の目安を含むガイドライン」の策定の検討に当たり、**時間外労働の限度**については「**原則月 45 時間、年 360 時間**」とする政府全体の計画を参考

## 4. 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備 ※ ( ) 内の数字は概算要求時

### 平成 30 年度 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための環境整備に係る予算 (案)

#### (1) 学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- 持ち授業数の減等負担軽減とそれに伴う授業準備の充実
  - ・ 小学校英語教育の早期化・教科化に伴う英語専科指導教員の充実 : +1,000 人 (+2,200 人)
  - ・ 中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員の充実 : + 50 人 (+ 500 人)
- 校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減による学校の運営体制の強化
  - ・ 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化 (事務職員) : + 40 人 (+ 400 人)

#### (2) 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用

- スクール・サポート・スタッフの配置 : 3,000 人 ( 3,600 人)
- 中学校における部活動指導員の配置 : 4,500 人 ( 7,100 人) 等

#### (3) 学校が担うべき業務の効率化及び精選

- 学校現場の業務改善を加速するための実践研究やアドバイザー派遣 : 1,3 億円 ( 3.1 億円)
- 学校給食費徴収・管理業務の改善・充実 : 2,000 万円 (4,700 万円) 等

詳しくは、

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/29/12/\\_icsFiles/afieldfile/2017/12/26/1399949\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/12/_icsFiles/afieldfile/2017/12/26/1399949_1.pdf)

今回公表された「学校における働き方改革に関する緊急対策」では、教職員の看過できない長時間勤務を改善するために、早急に改善、実行が求められる業務や組織運営、勤務時間の在り方等について指針が示された。これにはこれまでの「学校における働き方改革特別部会」の中で議論されてきた内容が集約して盛り込まれた。

しかし、示された方策やそれに係る人員及び予算を見る限り、緊急対策として過酷な学校現場の現状を改善するものに相応しいとは言い難い。「業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策」として整備される教職員の業務量を一元的に管理する組織が、学校現場における業務の効率化・精選等にどの程度影響するのか。また、部活動のガイドラインは学校現場の実情に見合った実効性のある指針を適切に示すのか。更に、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフ等の外部人材の確保や質的担保を確実に図られるのか等、示された働き方の改善の取組に対して不安があることは否めない。また、仮に「時間外勤務の抑制のための措置」で示された時間制限を実施するのであれば、まず教職員定数の改善による教職員数の大幅な増員が必要不可欠である。教員の勤務の特殊性を鑑みると、単に時間を限定し、遵守させようとする安易な時間外勤務の抑制のための取組のみでは、将来的に教育の質の低下につながる恐れがある。業務の適正化や人員配置等を抜本的に進めることで、時間外勤務を抑制する取組を行うことが重要であり、時間外労働の限度については、慎重な議論が求められる。この緊急対策が現場で頑張る教職員の希望となるために、法改正を含めた抜本的な学校指導体制の改革に向け、定数改善を断行するといった実効性のある更なる体制整備を行う大きな流れになることを期待したい。

今年度行った全日教連全国アンケート「教員の働き方改革～学校現場の今～」では、全国の多くの会員から学校現場での悲痛な現状や思いが寄せられた。その多くは、学習指導や生徒指導等、子供に関わる業務において十分な時間を確保できず、教員自身が満足いく授業や子供への対応ができていないことに対するやりきれなさ等であった。教育専門職として、教育の質を担保するためには、まずは業務改善とともに、教職員定数が拡充され、子供の学習や生活指導等に対応する時間が十分確保されることが必要であることは言うまでもない。それと同時に、教職員自身のワークライフバランスを実現させるために、自己研鑽等に励み、常に教育の質の向上を図ったり、リフレッシュしたりする十分な時間や機会を確保することも重要である。全日教連は今後も、全国の会員からの声を聞きながら、教職員の働き方において実効性のある取組がなされるよう要望や提言を引き続き、文部科学省に対し行っていく。